

NPO 通信

Contents

- 1 各種手続きを確認しましょう
- 2 長野県みらい基金からのお知らせ
- 3 新型コロナウイルス関連の情報
- 4 税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の指定
- 5 長野県からのお知らせ

1 各種手続きを確認しましょう

議事録の書き方

運営の基本「議事録」

総会等における審議の経過と結果を記録する議事録は、正しい手続きにより重要事項が決定されたことを証明する重要な書類です。定款の「総会」及び「理事会」の章の「議事録」の条項に基づき、慎重に作成しましょう。

よくある誤り

1 出席者数

出席者数には、当日会場に来た正会員数（当日出席者数）だけでなく、書面又は電磁的方法による表決者数、表決者委任者数及びWEBやネットワーク経由による出席者数も含めます。

○正会員 30名で、5名が当日出席、2名がWEBで出席、10名が書面で表決、3名が表決を委任、10名が欠席の場合

- 例) × 正会員総数 30名、出席者数 5名（うち書面表決者 10名、表決委任者 3名、WEB表決者 2名）
○ 正会員総数 30名、出席者数 20名（うち書面表決者 10名、表決委任者 3名、WEB表決者 2名）

2 議事録署名人の人数と、「署名」「記名」

定款の「総会」及び「理事会」の章の「議事録」の条項では、議事録署名人の人数と、「署名」又は「記名」のどちらで記載するかについて規定しています。「署名」は氏名を手書きすることで、「記名」は署名又はそれ以外の方法（パソコンで氏名を打つこと等）で氏名を記すことです。定款で署名とあれば、指定した署名人による氏名の記載が必要です。

総会の議事録の例は長野県ホームページ「NPO 情報コーナー」に掲載していますので参考にしてください。

役員の変更登記 ～少なくとも2年に1回は必要です～

「理事長（代表権を持つ理事）が変わっていない」という理由で、任期が到来しても役員の変更登記をしていない例が見受けられます。

再任の場合でも、定款で定められた任期（2年以内）が到来したときには役員の変更登記が必要です。また、任期中であっても、登記されている理事の辞任や住所の変更等、登記事項が異動する場合は役員の変更登記が必要で、これを怠った場合には、過料（金銭罰）に課せられることがあります。

登記されている役員に変更が生じたときは、2週間以内に登記をしましょう。

登記に関する問い合わせは長野地方法務局本局まで。
法務局では登記手続き案内を予約制で行っています。

予約電話問い合わせ先 **026-235-6619**

法改正に伴い必要となる定款の変更

平成24年4月の特定非営利活動促進法の改正で、計算書類中の表記が変更されました。また、平成28年6月の改正では、貸借対照表を毎年度公告することが義務づけられました。

これに伴い定款の表記の変更が必要となりましたが、未対応の例が見受けられます。定款の記載を確認し、未対応の場合は、変更の手続きを行ってください。

長野県NPO限定 令和2年度NPO法人運営セミナー

「ファンドレイジングを通じて高みを目指す」を開催しました

新型コロナウイルスが引き起こした様々な問題は、より弱い立場の人たちに深刻に影響し、社会が抱える様々な課題を浮き彫りにしました。多様な支援のニーズに応え、私たちの社会を自らの力で変えていくNPOの役割に、今まで以上の期待と関心が高まっています。

しかし、支援する側もまた感染のリスクと経済的なダメージを抱え、活動の継続が困難な状況に追い込まれています。NPOの活動をより持続可能なものとするためには、多くの支援の力が必要不可欠であり、今回既に、日本国内において5,000名以上が受講した講座を、県内のNPO法人等公共的活動団体を対象に長野県と協働で実施いたしました。

第1回目の講座では・・・

ファンドレイジングは、単にその活動資金を調達することではなく、支援を募る過程を通じて、より多くの人たちに社会の課題の存在を示し、理解と共感を得て、その課題解決への参加者を増やして社会をより良くしていく取り組みです。

「ファンドレイジング」を直訳すれば「資金調達」。民間非営利団体が、その活動のために必要な資金を集めることです。寄付だけでなく、助成金・補助金、事業収入、融資も含む、活動に必要な財源獲得の総称を意味します。

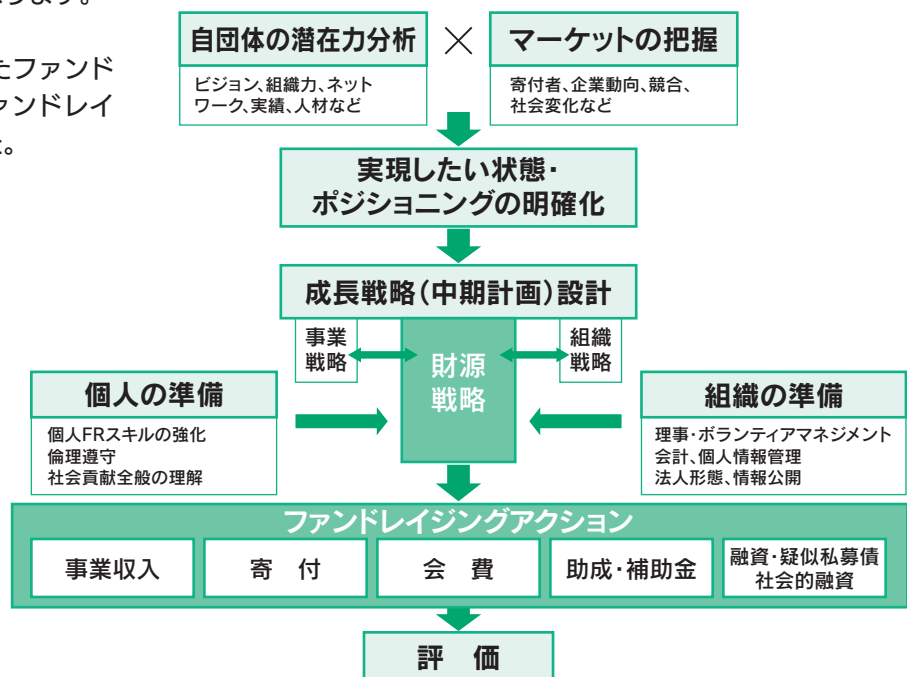
コロナ禍において、多様な財源によって構成されている団体は、活動への影響をある程度抑えることができましたが、一つの財源に偏っているところは、大きな影響を受けました。活動の基盤を安定させるには、財源毎の特徴とリスクを捉え、財源獲得を考える必要があります。

また、財源戦略をたてるには、そもそも団体として何を目標しているのか、事業の進め方はこれでいいのか、理事会やボランティアも含めた組織運営体制はこのままでいいのかなど、事業戦略・組織戦略・財源戦略を一体として考える戦略設計が必要になります。

第1回目の講座では、こうしたファンドレイジングの全体像を学び、ファンドレイジングの基礎知識を習得しました。

第2回目は・・・

「事業の成果や目的に照らしたファンドレイジングの実践を学ぶ研修」を12月17日（木）に開催します。基礎講座との連続講座となっております。なお、既に定員に達し、申し込みは締め切らせていただきました。



3 新型コロナウイルス関連の情報

今だからこそ、思いやりあふれる長野県に

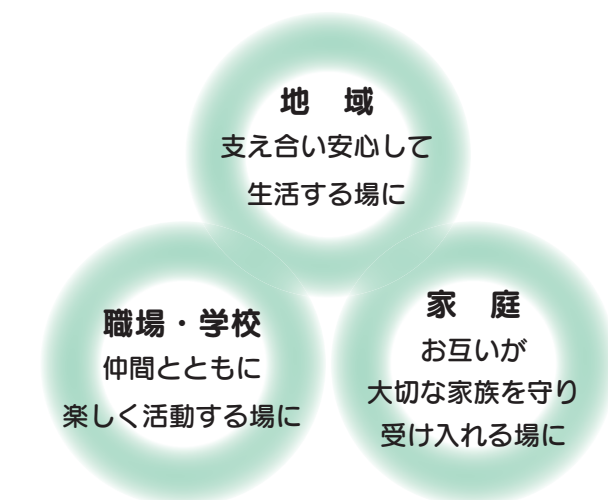
広げよう！シトラスリボンプロジェクト

新型コロナウイルスに感染された方や医療従事者が、各々の暮らしの場所で「ただいま」「おかえり」と受け入れられる雰囲気をつくり、暮らしやすい社会を目指す愛媛県発の市民運動です。

シトラスカラー（柑橘をイメージした色）のリボンや紐を準備し、「地域」「家庭」「職場・学校」を示す3つの輪を作れば、シトラスリボンの完成です。身につけるのはもちろん、色々な場所に掲示して、あなたの思い合い支え合う心を示しましょう。



しあわせ信州



安心して暮らし続けられる社会を目指して、長野県も、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同し、一緒に取り組んでいます。

「持続化給付金」に関する変更情報

持続化給付金は、NPO法人でも申請できます。2020年1月以降の任意の月において、事業収益及び会費の合計額が前年同月に比べて5割以上減少した場合に支給対象とするNPO法人特例も設けられています。

持続化給付金の申請時の「売上」について、
このたび、**寄附金等を主な収入源とするNPO法人は、寄附金等を含めて算定できるようになりました。**
申請は、**事前確認事務センター**で**事前確認**を受けた後、持続化給付金事務局に行ってください。

具体的には・・・

年間の経常収益に占める寄附金等の割合が5割以上であるなどのNPO法人は、持続化給付金の申請時の「売上」として寄附金等を含めて算定できるよう変更されました。

今般の変更は、事業継続を寄附金等に依存するNPO法人も多く存在する中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による寄附金等の減少により、こうした法人についても事業継続が困難となっていることを踏まえたものです。

確認期間

事前確認の申込を受け付ける期間は、**令和2年9月29日から令和3年1月15日まで**です。

事前確認事務センターお問い合わせ窓口

電話番号：0120-905-054【フリーダイヤル】

営業時間：月曜～金曜 9:30～18:00、日曜 10:00～16:00
(土曜日・祝日を除く)

電子メール：jimu@npojizenkakunin.jp

4 税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の指定

長野県は条例で「地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人」を指定しました

名称 特定非営利活動法人 エリアネット更埴
所在地 千曲市大字新田261番地3
代表者 中澤 聖子
指定期間 令和2年10月19日～令和7年10月18日

長野県で初めての
条例指定です！

5 長野県からのお知らせ

長野県公式SDGsポータルサイトを開設

皆さんに、SDGsについて知っていただき、SDGsの達成につながる行動の一つでも多く実践していただくこと、また、その輪を広げていくことを目的として、ポータルサイト「信州 SDGs ひろば」を開設しました。イベント・セミナー情報やSDGsアクションの発信など、皆さまの取組のPR・発信の場として、ぜひご活用ください。

【主なコンテンツ】

- ・イベント・セミナー情報の紹介
SDGsについて広く学べるイベントやセミナーの情報をお伝えします。掲載を希望する皆さんからの情報提供をお待ちしています。
- ・SDGs movieの紹介
県内でSDGsの取組を実践している方を取材した映像を公開します。
- ・皆さんの「SDGsアクション」の紹介
長野県公式Instagram「信州 SDGs Diary」で発信しているSDGsの皆さんの取組を紹介します。「#信州SDGs」を付けて投稿してください。

URL : <https://shinshu-sdgshiroba.com/>



ポータルサイト
「信州SDGsひろば」



Instagram
「信州SDGs Diary」

お問い合わせ先：長野県企画振興部総合政策課

TEL : 026-235-7014 E-mail : keikaku@pref.nagano.lg.jp

長野県最低賃金改正のお知らせ

必ずチェック

長野県最低賃金！

時間額
849円



効力発生年月日 令和2年10月1日(木)～
長野労働局 (改正前 時間額848円)

—お問い合わせ先—
長野労働局労働基準部賃金室
(026-223-0555)

または最寄りの労働基準監督署へ

発行 長野県県民文化部県民協働課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

TEL : 026-235-7189 FAX : 026-235-7258 E-mail : kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp